

栃木県スポーツコミッショントリニティ退会規程

(目的)

第1条 この規程は、栃木県スポーツコミッショントリニティ（以下「コミッショントリニティ」という。）規約第11条の規定に基づき、コミッショントリニティの会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 次の要件を満たす団体は、コミッショントリニティの会員になることができる。

- (1) 栃木県スポーツコミッショントリニティ規約第2条に定める目的に賛同し、協力すること。
- (2) 活動拠点（本社、支社及び支部など）が栃木県内に所在すること。
- (3) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

(入会手続)

第3条 コミッショントリニティの会員として入会しようとする団体は、別記様式第1号により入会申込書を会長宛て提出しなければならない。

2 前項の入会申込書が提出された場合、入会の承認については、栃木県スポーツコミッショントリニティ事務局規程第6条に基づき、事務局長が専決し、これを申込者に通知する。

(退会手続)

第4条 コミッショントリニティの会員は、別記様式第2号により退会届を提出して、任意に退会することができる。

附 則

この規程は、令和5年7月31日から施行する。

附 則（令和8年1月23日改正）

この規程の一部改正は、令和8年1月23日から施行する。